

MARINE SAFETY ADVISORY NO 20 – 21J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: CORONAVIRUS DISEASE UPDATES

Date: 9 December 2021

本船舶安全通知書は本年5月21日発行のMSA No. 07-21Jの更新版でMSA No. 07-21Jは廃版となります。
本更新版の大きな変更点は、(収束の兆しが見えない世界的感染症拡大を考慮し)弊旗国発行の船員に係る文書の有効期限を**2022年6月30日まで延長**した事に関係者各位にお知らせする(該当項) § 5.2 及び § 5.3 の改訂です。

1.0 新型コロナウイルス疾患(COVID-19)

弊局より海員の皆様、及び弊旗国籍船に、新型コロナウイルス疾患、COVID-19についての情報、アドバイスを提供致します。この(新型コロナウイルスの)発生は世界保健機構(WHO)によって世界的感染症拡大(Pandemic)と宣言されました。(感染に対する)世界規模の監視網が敷かれ感染は世界中で拡大し続けています。

2.0 感染地域へ寄港する船舶

- 2.1 世界保健機構(WHO)はCOVID-19(感染)の危険性がある地域・国への旅行・商用について基本情報((URL: <https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/> 参照)を述べるに留まっていることに変わりはありません。感染拡大、伝染予防の為に(WHO発行の)規範的推奨に従って下さい。WHO暫定発行指針「貨物船及び漁船に於けるCOVID-19対応の公衆健康法向上について; 「Promoting public health measures in response to COVID-19 on cargo ships and fishing vessels」及び「船上に於けるCOVID-19、又はその発生時の管理について、運航上考慮すべきこと; 「Operational considerations for managing COVID-19 cases or outbreaks on board ships」をIMO Circular Letter No. 4204/Add.34(添付)の関連訓練指針と合わせてご注視下さい。
- 2.2 IMOの情報提供サイト、<https://www.imo.org/en/MediaCentre/HotTopics/Pages/Coronavirus.aspx> では感染症拡大に係るIMO対応について、加盟諸国間の(それぞれの)国内対策・指針や外部団体の情報・指針を含む有用な情報を提供しています。
- 2.3 弊旗国籍船は感染予防措置を取り、寄港前に現地より最新情報、現地要求を入手して下さい。これは各国政府により、流動的且つ刻一刻変化する制限対応に非常に重要です。
- 2.4 COVID-19感染区に寄港する船舶は、本船の保安計画書が正しく履行されているかの確認、乗組員による密航

MSA No. 20-21J

者乗船に対しての警戒に留意。停泊中の24時間体制警備、出港前の(密航者チェックの為の区画)追加点検実施。乗船口見張り員に本船業務に関わる人のみ乗船可である事を周知徹底。訪船者は(ゲートに於ける最低限の基本消毒を受け、許可されたもの以外は乗組員居住区への立ち入りは禁止。

2.5 高度の感染地域寄港前に、十分な食料、医薬品、清水等を積み込むことで(現地に於ける)限られた供給、或いは供給の遅延による困難を避けることが出来ます。

3.0 船検及び他の訪船

3.1 ほとんどの地域で(検査員参加の)現場立会検査が再開されていますが、代替船舶検査も(感染に)注視し、その危険性を減らす為、(選択肢として)残しています。従来の人による現場検査が難しければ、一時的な手段として検査の延期を含む、遠隔対話型検査、暫定的な(船内乗組員に拠る)自主検査(詳細についてはMSA No. 05-21J “TEMPORARY ALTERNATIVE INSPECTION PROTOCOLS DURING COVID-19 PANDEMIC RESPONSE AND RECOVERY”をご参照下さい。)が考えられます。船舶検査又は訪船に関して喫急のご質問が御座いましたら弊局の最寄り事務所又は下記「検査事務所」にemailにてお問い合わせ下さい:

Inspections-HK@register-iri.com 中華人民共和国、極東地域、東南アジア、オーストラリア、又はニュージーランドで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Busan@register-iri.com 韓国、ロシア太平洋沿岸で検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Dubai@register-iri.com 紅海、アデン湾を含む中東、印度又はパキスタンで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Roosendaal@register-iri.com 北欧、及び東欧、西部ロシア、アフリカ西岸、中央、又は南岸、及びマダガスカルで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Piraeus@register-iri.com 地中海、黒海、又はアフリカ北岸で検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Baltimore@register-iri.com 北米、中米、及び南米、カリブ諸島、グリーンランド、グアム、又はハワイ諸島で検査を行う事が必要な船舶。

3.2 本船検査の(日程)調整を行う弊局地域事務所との綿密な連携は(感染の)危険性軽減及び海事界に於けるウイルスによる影響を最小限に抑える有効手段です。

4.0 船員(雇用)契約書

4.1 弊局はCOVID-19拡散減少のため採られている、国境に於ける厳しい(出入国)制限が、運航(管理)者にとって船員交代や雇用契約切れの船員帰還を困難にしていること、弊国籍船に於いても船員雇用契約書(SEA)に記載されている乗船期間を超えて乗船継続中の船員の方々がいることを認識しています。

MSA No. 20-21J

4.2 弊局は弊局発行の船舶安全通告、MN No. 7-052-2「MLC2006下における船員の船上最長勤務期間 (Maximum Period of Shipboard Service for Seafarers Under the Maritime Labour Convention, 2006)」規定により、船員雇用契約書の延長を認めています。一方、国によっては(MLC 2006の)厳しい解釈の下、(乗船期間に関する)船員雇用契約は11ヶ月又は、契約書に書かれた契約日までの期間が11ヶ月を切る場合は契約日までの期間を超えてはならないとしています。

4.3 弊局はCOVID-19禍による(船員)雇用・帰還(延長)について、個々のケース毎に判断、決定をしつつ、難しい状況打破のための現実的な解決法を関係者(旗国、船主、船員及びポートステート)間の話し合いで見出すことを推しています。MLC 2006に準拠し履行するのは重要な事ですが、MLC 2006/Standard A.5.2.1.8にありますように、未知の状況に対する猶予の幅がないままに、船舶、船員がむやみに制限を受けるべきでは無いと考えます。

4.4 船主、(船舶)管理者、配乗代理店の皆様もまた、現状に鑑みた海員・船員の下船準備を、先読みで準備されませう様ご留意下さい。関連書類及び(各船員との)会話の記録は前寄港地、今寄港地、或いは次寄港地で会社側が契約乗船期間満期の乗組員を下船させる努力をしたか否かを評価する為にPSC検査官によって求められる事は必至です。

5.0 (船員)免状・資格証明書及び医療証明書の失効(期日)延長

5.1 地域、国が取り組むCOVID-19禍沈静化対策に連動する(海運に係る様々な)不具合を軽減する為に、弊局は以下の弊局発行証書有効期限の延長を認めます：

- 船員免状(CoCs)
- 資格証明書(CoPs)
- 医療証明書
- 船員手帳(SIRBs)

5.2 有効期限が失効した弊局発行の船員免状、資格証明書及び船員手帳は**2022年6月30日**までその有効期限延長を認めます。

5.3 STCWによる医療証明書の有効期限は、同条約規則 Regulation I/9により失効日より3カ月間となっていますが、これを**2022年6月30日**までその有効期限延長を認めます。

5.4 弊局発行の裏書証書延長によってIMOホワイトリスト国発行の船員免状(CoCs)及び資格証明書(CoPs)の有効期限を、これら免状・証書の発行主管庁が期限延長を認める限り延長することが出来ます。

MSA No. 20-21J

- 5.5 (上記の)期限切れ基準に合う期限切れ資格情報で実際に活動している海員は、期限切れ情報を本書と共に所持して下さい。
- 5.6 有効期限の延長はこの感染症の世界的拡散が収束後、船員が再証明を受けられる十分な時間を設け、先例を見ないこの緊急事態にあって重要な物流、通商を止めない為のものです。
- 5.7 弊局はCOVID-19世界的感染症拡大中、(上記に関しての)仮認定書(temporary authorization letters), 申請受領書延期に係る証明書(extensions of certificate of CRA), 至急認定(urgent authorizations), 了承書(acknowledgement), 或いは特別免除書(dispensations)を発行致しません。

6.0 追加情報及びその入手先

状況報告、技術指針等を含む情報は弊局特設サイト:<https://www.register-iri.com/covid-19> より入手できます。ご利用ください。